

社会福祉法人滋賀県共同募金会高島市共同募金委員会会則

(会 則)

第1条 社会福祉法人滋賀県共同募金会（以下、「滋賀県共募」という。）共同募金委員会設置規程第15条の規定に基づき、高島市における共同募金委員会の会則を、次のとおり定める。

(名 称)

第2条 この会の名称を、高島市共同募金委員会（以下、「本会」という。）とする。

(目的および事業)

第3条 本会は、共同募金運動の目的達成のために、滋賀県共募の定める諸計画に基づき、区域内の地域福祉の推進のため、住民の声を十分に反映し、次の事業を行う。

- (1) 共同募金活動の実施
- (2) 共同募金ボランティアの受入れ、登録、研修および活動の企画・実践
- (3) 広報・啓発活動の実施と世論の醸成
- (4) 民間地域福祉にかかる資金需要の把握および助成申請の周知と受付
- (5) 社会福祉協議会および受配者との連絡ならびにボランティア団体等からの相談への対応
- (6) 歳末たすけあい運動の推進
- (7) 関係団体等との連絡調整
- (8) 広域助成対象事業の受付
- (9) 助成申請団体の審査および助成業務
- (10) その他、共同募金運動の目的達成のために必要な事業

2 本会は、滋賀県共募が定める期限までに、区域内における募金計画並びに助成計画募金を行う際の募金活動案をまとめた共同募金推進計画を策定するものとする。

(事務所)

第4条 本会の事務所を、滋賀県高島市勝野215番地に置く。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

理 事 6名
監 事 2名

(代表者)

第6条 本会に、会長1名および副会長1名を置く。

- 2 会長は、本会を代表して会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会長および副会長は、理事会において互選する。
- 5 前項に定める会長は滋賀県共募の会長が委嘱し、副会長は会長が委嘱する。

(理 事)

第7条 理事は、理事会を組織して、第3条に定める目的を達成するために必要な事項を決定し、その執行にあたる。

- 2 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第 8 条 この会則において別に定める事項のほか、次の事項は理事会に附議しなければならない。

(1) 事業計画および事業報告

(2) 予算および決算

(3) 会則の改正

(4) その他、会長が必要と認める事項

2 理事会は、会長が招集し、その議長は互選とする。

3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、議決権の委任を受けて出席した代理者は、定足数に算入する。

4 理事会の議事は、出席理事の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事会は、会議録を作成し、これを保存するものとする。

(監 事)

第 9 条 監事は、本会の業務および財務を監査し、理事会および評議員会に報告する。

2 監事は、評議員会において選任し、滋賀県共募会長が委嘱する。

3 監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員)

第 10 条 本会に、評議員 21 名を置く。

2 評議員は、評議員会を組織して、第 3 条に定める目的を達成するために必要な事項を議決する。

3 評議員は、民意を公正に代表する者で、理事会において選任し、会長が委嘱する。

4 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員会)

第 11 条 この会則において別に定める事項のほか、次の事項は評議員会に附議しなければならない。

(1) 事業計画および事業報告

(2) 予算および決算

(3) その他、会長が必要と認める事項

2 評議員会は、会長が招集し、その議長は互選とする。

3 第 8 条第 3 項および第 4 項の規程は、評議員会に準用する。

この場合、「理事会」を「評議員会」に、「理事」を「評議員」に読み替えるものとする。

4 評議員会は、会議録を作成し、これを保存するものとする。

(審査委員会)

第 12 条 本会に、第 3 条に定める目的を達成するために共同募金の助成の審査を行う審査委員会を置く。

2 審査委員会の委員は会長が委嘱する。

3 審査委員会の設置運営に関する規程は、別に定める。

(専門委員会)

- 第13条 本会に、第3条に定める目的を達成するために専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の委員は、会長が委嘱する。
 - 3 専門委員会の設置運営に関する規程は、別に定める。

(会 計)

- 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。
- 2 会長は、毎会計年度について予算書を作成し、理事会および評議員会の議決を経なければならない。
 - 3 会長は、毎会計年度について決算書を作成し、監事の監査ならびに理事会および評議員会の承認を経て、寄附者に告知する。
 - 4 本会の会計規程は、別に定める。

(経 費)

- 第15条 本会の経費は、滋賀県共募からの事務費およびその他の収入をもって充てる。

(住民参加)

- 第16条 本会は、住民参加による会務の運営を行うため、役員、評議員および各委員を地域住民から公募することができる。

(事務局)

- 第17条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

(付 則)

- この会則は、平成17年4月1日から施行する。
この会則は、平成19年1月12日から施行する。
この会則は、平成23年3月24日から施行する。
この会則は、平成25年1月12日から施行する。